通所介護等　重要事項説明書

【令和　7年　4月　1日現在】

1　事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
代表者役職・氏名	理事長
本社所在地	埼玉県戸田市大字上戸田5番地の7
電話番号	048－432－2222
法人設立年月日	平成8年　2月26日

2　サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名称	ふれあいランド戸田
介護保険指定番号	埼玉県1171900168号
所在地	埼玉県戸田市大字上戸田5番地の4
電話番号	048－432－9833
FAX番号	048－432－6010
通常の事業の 実施地域	原則戸田市

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日まで （1月1日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時00分まで

（3）事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	サービス管理全般	常勤　　1人
生活相談員	生活上の相談等	常勤　　2人
機能訓練指導員	リハビリテーション、 機能回復訓練等	常勤　　1人 非常勤　2人
事務職員	一般事務	常勤　　1人
看護職員	健康管理等	常勤　　2人
介護職員	日常介護業務等	常勤　　2人 非常勤　4人

当事業所では、戸田市条例（戸田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年条例第7号）、戸田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防にための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年条例第8号））の定める指定基準を遵守し、上記の職種の職員を配置しており、同条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがあります。

(4)設備の概要

1日の利用定員	12名
食堂兼日常動作訓練室	68．2㎡
相談室	1室
静養室、休養室	各1室
浴室	一般浴室、機械浴室(一般型共用)
送迎車	9台(一般型共用)

3　サービスの内容

通所介護計画等に沿って送迎、食事の提供、入浴介助、健康チェック、機能訓練、生活相談、その他必要な介護・支援等を行います。

4　利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

(1)請求方法

利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
請求書は利用月の翌月に利用者あてにお届けします。

(2)支払方法

請求月の翌月13日に口座振替にてお支払いください。なお、口座振替手数料につきましては、当月分の引き落とし分に限り事業者が負担します。
支払い確認後、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。
(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

5　秘密の保持

(1)従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2)利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(3)利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6　緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に容体の変化が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
第一緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
第二緊急連絡先	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

7　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

8　サービス内容に関する相談、要望、苦情の窓口

当事業所相談窓口	受付時間　午前8時30分～午後5時30分	
	電話番号　048－432－9833	
	FAX番号　048－432－6010	
	苦情受付担当者　：	
	苦情解決責任者　：	
苦情解決第三者委員	●●　●● 氏　電話番号　048－　－ 戸田市民生委員・児童委員	
	●●　●● 氏　電話番号　048－　－ 戸田市人権擁護委員	
戸田市担当課	健康長寿課	048－441－1800（代表）
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護保険課苦情対応係	048－824－2568（直通）

9　非常災害対策

非常災害時は職員の指示に従ってください。

防災設備	自動火災報知機、屋内消火栓、スプリンクラー設備、消火器
防火管理権原者	社会福祉法人　戸田市社会福祉事業団　理事長
自衛消防隊長	社会福祉法人　戸田市社会福祉事業団　施設長

10　サービスの利用に当たっての留意事項
(1)新規利用にあたっては、直近に受けた基本健康診断結果の写しを提出ください
(2)送迎時刻は、効率、利用者の身体状況を考慮し決定いたします
(3)原則として送迎時には家族又は代理の方の立会いをお願いします
(4)体調確認のため、気になる点は連絡帳にご記入ください
(5)風邪や病気の際は、サービスの提供をお断りすることがございます。
(6)当日の健康チェックの結果、また、サービス利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更または中止を行うことがあります。その場合、家族または緊急連絡先に連絡のうえ適切に対応します。
(7)8時30分までに欠席連絡が無い場合、昼食のキャンセル料が発生します
(8)設備、器具の破損により修繕費を負担いただく場合があります

11　第三者評価の実施状況
現在、実施していません。

年　　月　　日

通所介護等の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました 。

事業者
所在地　　埼玉県戸田市大字上戸田5番地の4
法人名　　社会福祉法人戸田市社会福祉事業団
代表者名　　理 事 長　　印

説明者
事業所名　　ふれあいランド戸田
氏名　　印

私は、事業者から認知症対応型通所介護についての重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者
住所
氏名　　印

代理人
住所
氏名　　印